

別記様式第5号の2

指定地域以外から日本に輸入される犬等の輸入に関する手引書(最終更新 2012年1月)

農林水産省 動物検疫所

台湾、アイスランド、オーストラリア、ニュージーランド、フィジー諸島、ハワイ、グアム を除くすべての地域が対象 (2012年1月20日現在)

日本に輸入される犬・猫・きつね・あらいぐま・スカンク(以下、犬等)は、狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法(犬のみ)に基づく輸入検疫を受ける必要があります。条件を充たして日本に到着した犬又は猫の係留期間は、12時間以内です。条件を充たしていない犬又は猫は、動物検疫所の係留施設において必要な期間(180日以内)の係留検査を受けることになります。きつね・あらいぐま・スカンクは、事前の処置や証明書の有無にかかわらず、180日間の係留検査となります。犬等は検査の結果、返送又は処分されることがあります。

本手引書は、上記の対象地域から輸入される犬等に必要な事前の処置及び手続の詳細、日本到着時の輸入検疫等について記しています。

犬等:犬、猫、きつね、スカンク、あらいぐま(対象となる動物種の詳細は6参照)

輸出国政府機関の証明書:当手引書に沿って、輸出国政府機関が発行する証明書を取得しなければなりません。日本の推奨様式(Form A、Form C)を使用することをお勧めします。Form AとForm Cは、動物検疫所(<http://www.maff.go.jp/aqs/>)から入手することができます(詳細は1(8)参照)。

目次

1. 輸入前の準備

- (1) マイクロチップの装着
- (2) 狂犬病予防注射(犬又は猫)
- (3) 狂犬病ウィルスに対する血清中和抗体価の検査(犬又は猫)
- (4) 抗体保有後の輸出前待機(犬又は猫)
- (5) 事前届出書の提出
- (6) 届出受理書
- (7) 出国前の臨床検査
- (8) 輸出国政府機関発行の証明書の取得

2. 推奨される処置等

- (1) 予防注射
- (2) 寄生虫の駆除
- (3) 輸送ケージ
- (4) 到着予定の連絡
- (5) 輸送、係留に適する健康状態

3. 輸入検疫

- (1) 到着時の検査
- (2) 係留検査

4. 輸入者の責務

5. 主要空港(港)を管轄する動物検疫所一覧

6. 対象となる動物種

7. 日本から海外(指定地域以外の国・地域)に輸出された後に帰国する犬又は猫

8. 2010年4月15日から認められた事項について(別紙)

日本に到着した犬又は猫の係留期間が12時間以内となるための条件は、以下の1をすべて満たしていることです。1を満たすためには、一般的に日本到着の7ヶ月以上前から準備を始める必要があります。1を満たしていない犬又は猫は、動物検疫所の係留施設において必要な期間(180日以内)の係留検査を受けることになります。

きつね・あらいぐま・スカンクは、到着前の処置や証明書の有無にかかわらず、180日間の係留検査となりますが、狂犬病を発症しているような動物の到着を未然に防ぐため、また、係留期間中の適切な個体管理及び病気や事故等の防止のため、マイクロチップの装着(1(1)参照)と出国前の臨床検査(1(7)参照)、及びそれらを記載した輸出国政府機関の発行する証明書を取得(1(8)参照)して下さい。

なお、犬等は検査の結果、返送又は処分されることがあります。

1. 輸入前の準備

以下の順序で準備して下さい。

また、次の(1)(2)(3)及び(7)については、輸出国政府機関が発行する証明書に記載されなければなりません(1(8)参照)。犬等を輸入しようとする方(以下、輸入者)は、あらかじめ日本の推奨する証明書様式(Form A、Form C)を入手し、処置を行った獣医師に必要事項を記載してもらい、最後に輸出国政府機関の裏書きを取得する方法を勧めます。証明書の推奨様式は、動物検疫所(<http://www.maff.go.jp/aqs/>)から入手できます。

(1) マイクロチップの装着

国際標準化機構(ISO)11784及び11785に適合するマイクロチップを犬等に装着します。装着部位は使用説明書に従い、装着後は確実にマイクロチップが入っていることを確認して下さい。また、狂犬病予防注射、狂犬病ウイルスに対する血清中和抗体価の検査のための採血、出国前の臨床検査時には、必ず読み取り機でマイクロチップ番号を読みとり、個体を確認して下さい。既に入っているマイクロチップや装着したマイクロチップがISO11784及び11785規格以外の場合は、輸入者は自ら適合する読み取り機を用意し、マイクロチップ番号を確認できるようにして下さい。なお、一部のISO規格以外のマイクロチップについては、動物検疫において読取り可能な場合もありますので、事前に到着予定港の動物検疫所にお問い合わせ下さい。

輸出国政府機関の証明書には、マイクロチップ番号が記載されなければなりません(1(8)参照)。日本到着時の輸入検査でマイクロチップ番号が確認できない又はマイクロチップ番号が輸出国政府機関の証明書と照合できない動物は、180日間の係留検査となります。マイクロチップ番号を含め、いずれの方法でも輸出国政府機関の証明書との照合ができない犬は、輸出国政府機関の証明書がないものとして返送となります。

(2) 狂犬病予防注射(犬又は猫)

注射時期: マイクロチップ装着後

マイクロチップ装着後、狂犬病予防注射(国際獣疫事務局(OIE)の基準を満たした不活化ワクチン又は遺伝子組み換え型ワクチンのみを認める。)を2回以上接種します。マイクロチップを装着する以前に接種した狂犬病予防注射及び生ワクチンは当条件においては認められないので、再接種する必要があります。なお、マイクロチップ装着前に狂犬病予防注射を接種している犬又は猫については、その狂犬病予防注射が有効になり、手続の日数が短縮する場合があります。詳細につきましては、8(別紙)の

ご案内をお読みいただくか、動物検疫所にご相談下さい。

狂犬病予防注射を受ける犬又は猫は、生後 91 日齢以上(生まれた日を 0 日目とする。)でなければなりません。また、2 回目の狂犬病予防注射は、1 回目の接種日から 30 日以上(接種日を 0 日目とする。)経過していて、1 回目の狂犬病予防注射の有効免疫期間内でなければなりません。なお、日本到着日までに有効免疫期間が経過する場合は、必ず狂犬病予防注射を追加接種して下さい。

(3) 狂犬病ウイルスに対する血清中和抗体価の検査(犬又は猫)

採血時期: マイクロチップ装着後に 2 回以上狂犬病予防注射(方法は前項)を接種した後(2 回目の接種日も含む。)で、最後に接種した予防注射の有効免疫期間内。

日本の農林水産大臣に指定された検査施設(以下、指定検査施設)に血液を送り、狂犬病の抗体検査を受けます。検査結果は、抗体価 0.5IU/ml(血清 1ml あたり 0.5 国際単位)以上でなければなりません。この検査結果は、採血日から 2 年間有効とみなされます。2 年以内に日本に到着しなければ、この結果は無効となりますのでご注意ください。

採血日、指定検査施設、検査結果は、輸出国政府機関の証明書に記載されなければなりません。また、指定検査施設からの結果通知書は、日本到着時に輸出国政府機関の証明書に添付して動物検疫所に提出して下さい(1(8)参照)。

血液の採取及び指定検査施設への送付は、あらかじめ指定検査施設に連絡を取り、検査申請書並びに血液の入った容器の表示方法、血清分離の必要の有無、輸送方法に関する情報を入手した上で行って下さい。

血液の採取に際しては、読み取り機を用いてマイクロチップ番号を確認して下さい。血液を入れた容器は、漏れ出さないような容器を用い、密封して下さい。送付血液には、指定検査施設が定める検査申請書に必要事項を記入し、血液の採取を行った獣医師が署名したものを同封して下さい。

なお、指定検査施設は更新(新規指定又は指定取り消し)されることがありますので、最新情報は動物検疫所(<http://www.maff.go.jp/aqs/>)にご確認下さい。

(4) 抗体保有後の輸出前待機(犬又は猫)

日本到着時の係留期間が 12 時間以内となるためには、前項の採血日から 180 日間以上経過(採血日を 0 日とする。)して、かつ 2 年以内に犬又は猫が日本に到着するようにして下さい。採血日から 180 日間以上経過しないうちに日本に到着した場合、不足する日数を動物検疫所の係留施設で係留されます。

注意)

- ① 待機期間中に狂犬病予防注射の有効免疫期間を越える場合は、必ず狂犬病予防注射を追加接種して下さい(1(2)参照)。
- ② 前項の採血日から 2 年を超えて日本に到着する場合は、再度採血をして狂犬病ウイルスに対する血清中和抗体価の検査を実施することになります。ただし、一定の条件を満たせば 2 回目の待機期間は不要になります(8(別紙)のご案内をお読み下さい。)

(5) 事前届出書の提出

動物を搭載した船舶又は航空機が日本に到着する日の 40 日前までに、到着予定空港(港)を管轄する動物検疫所に「届出書」(犬は「狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法に基づく犬の輸入に関する届

出書」、その他は「狂犬病予防法に基づく動物の輸入に関する届出書」をFax又は郵送にて提出して下さい。変更あるいは追加情報がある場合は、「変更届出書」を提出して下さい。「届出書」と「変更届出書」は、動物検疫所(<http://www.maff.go.jp/aqs/>)から入手できます。係留検査の予定について、動物検疫所が輸入者に問い合わせることがあります。届出書には、連絡先(電話番号、ファクシミリ、電子メールアドレス)を明記して下さい(主要空港(港)を管轄する動物検疫所は、5. 主要空港(港)を管轄する動物検疫所一覧を参照)。

なお、日本到着後に12時間を超える係留検査となる予定で、到着予定空港(港)を管轄する動物検疫所の係留施設以外での係留を希望する場合は、届出書提出時にお知らせください。(係留施設の所在地は、3(2)参照)。

(6)届出受理書

届出書が受け付けられると、動物検疫所から輸入者に対し、「動物の輸入に関する届出受理書」が交付されます。受理書はFax、電子メール又は郵送にて届出者に送付されます。届出者以外への送付を希望する場合は届出書提出時にお知らせ下さい。

犬等の輸入検査申請時に、受理書に付される受理番号が必要となりますので、必ずご確認ください。また、犬等の搭載時に、受理書を航空会社等に提示して下さい。

(7)出国前の臨床検査

出国前(できる限り搭載前2日以内)に、狂犬病(犬は、狂犬病とレプトスピラ症)にかかっていない又はかかっている疑いがないかどうか、獣医師による臨床検査を受けて下さい(1(8)参照)。

(8)輸出国政府機関の証明書の取得

輸出国政府機関が発行する証明書を取得し、日本到着時に動物検疫所に提出しなければなりません。証明書が処置を行った民間の獣医師により署名されている場合、輸出国政府機関の裏書き(公的機関の獣医師のサインと公印、所属機関名、サインした日付)がなければ、日本到着時に証明書として認められませんのでご注意ください。証明書は、日本の推奨様式(Form A、Form C)を使用することをお勧めします。証明書の推奨様式は動物検疫所(<http://www.maff.go.jp/aqs/>)から入手することができます。

【証明書の主な記載事項】

(犬又は猫)

- ① マイクロチップ番号(規格、番号、装着年月日、装着部位)
- ② 不活化ワクチン又は遺伝子組み換えワクチンによる狂犬病予防注射(当該犬又は猫の輸入検査に必要なすべての接種分の情報)(注射年月日、接種者獣医師の住所・氏名、有効免疫期間、製品名、製造会社、製造番号)
- ③ 狂犬病ウィルスに対する血清中和抗体価の検査結果(採血年月日、採血した獣医師の住所・氏名、指定検査施設名、抗体価。指定検査施設の結果通知書を添付)
- ④ 狂犬病にかかっていない又はかかっている疑いがないこと(犬は、狂犬病及びレプトスピラ症にかかっていないこと又はかかっている疑いがないこと)
- ⑤ 狂犬病以外の予防注射、寄生虫の駆除(注射・処置年月日、注射・処置した獣医師の住所・氏名、ワクチンの有効免疫期間、製品名)

※ 上記(2)のマイクロチップ装着前の狂犬病予防注射が有効となり手続の日数が短縮する場合、及

び上記(4)の再度狂犬病ウイルスに対する血清中和抗体価の検査を実施し、待機期間が不要となる場合は、8(別紙)を参照して下さい。

(きつね、スカンク、あらいぐま)

- ① マイクロチップ(規格、番号、装着年月日、規格、装着部位)
- ② 狂犬病にかかっていない又はかかっている疑いがないこと
- ③ 寄生虫の駆除(処置年月日、処置した獣医師の住所・氏名、製品名)

2. 推奨される処置等

日本に輸入される犬等について以下のことを推奨します。特に、日本到着時に12時間を超える係留検査を受ける犬等は動物の健康管理及び係留施設の衛生管理上、予防注射や寄生虫駆除を実施しておくことを強く勧めます。

(1) 予防注射

生後91日目以上の犬又は猫は、日本到着の30日以前(ワクチンの有効免疫期間内)に次の予防注射を勧めます。

犬:ジステンパー、伝染性肝炎(アデノウイルス2型感染症で可)、パルボウイルス感染症の3種混合(パラインフルエンザ、レプトスピラ症、コロナウイルス感染症は推奨)

猫:猫ウイルス性鼻気管炎、猫カリシウイルス感染症、猫汎白血球減少症の3種混合

なお、生後91日目未満の動物は、獣医師の指導の下、免疫効果を獲得できる時期・回数で、できる限り接種をするようにして下さい。

(2) 寄生虫の駆除

出国前(搭載前4日以内)に次の寄生虫駆除を勧めます。

外部寄生虫:ダニ・ノミに効果のある薬剤で処置し、輸出時の臨床検査においてダニやノミの寄生を認めないことを確認して下さい。

内部寄生虫:線虫類・条虫類に効果のある薬剤を投与して下さい。

(3) 輸送ケージ

犬等に苦痛を与えず、逃亡を防ぎ、安全に輸送されるため、次のことを勧めます。

- ・ 動物はできる限り1頭毎に個別の輸送ケージに入れる。
- ・ 輸送ケージは国際航空運送協会(IATA)に準じ、動物が自由に立つ・座る・寝る・回転することができる大きさとし、換気に十分な通気穴を有するものとする。また、通気穴や金網部から動物の鼻先や手足が出ることがなく、逃亡防止の機能を持った構造とする。

(4) 到着予定の連絡

到着時の手続を迅速に行うために、日本到着の4日前から前日までに、事前届出の受理番号、搭乗便(船)名、到着予定空港(港)、到着予定時刻を、到着予定空港(港)を管轄する動物検疫所へ電話、ファクシミリ又は電子メールで連絡して下さい。

(5) 輸送、係留に適する健康状態

次の犬等は、輸送、係留に適さないので輸入を勧めません。やむを得ず輸入する場合は、事前に輸送及び係留検査に耐えるか、かかりつけの獣医師と相談して下さい。

- ・ 幼齢、老齢のもの
- ・ 妊娠中や授乳中のもの
- ・ 既往症がある、病弱、投薬中(寄生虫駆除薬は除く)あるいは負傷しているもの 等

3. 輸入検査

(1) 到着時の検査

輸入者は、犬等が日本に到着したら速やかに、到着空港(港)を管轄する動物検疫所に輸入検査申請書を提出し、輸入検査を受けなければなりません。この際、輸出国政府機関の証明書、指定検査施設が発行した検査通知書及びその他の必要書類を提出して下さい。動物検疫所の家畜防疫官が、書類審査及び犬等の確認を行います。個体識別がなされ、証明書の記載事項により条件を充たしていることが確認された犬又は猫の係留期間は12時間以内となり、通常は短時間で検査が終了します。犬又は猫のうち条件をすべて充たしていない又は充たしていることが確認できない場合、及びきつね、あらいぐま、スカンクは動物検疫所の施設で係留検査を受けることとなります(180日以内)。また、抜打ち的に採血検査を行うこともあります。

(2) 係留検査

係留検査は、動物検疫所の係留施設で他の動物から隔離されて行われ、狂犬病にかかっているかについて検査します。必要に応じて精密検査を行います。係留期間及び場所は動物検疫所から指示されますが、特に希望する場所がある場合は、「届出書」提出時にお知らせ下さい。

係留検査は動物検疫所が行います。しかし、例えば到着空港(港)から係留施設までの輸送、係留中の飼養管理、獣医の往診、犬等の返送・放棄・処分とその費用は、すべて輸入者の負担になります。飼養管理は管理業者等に委託することができます。横浜本所、成田支所、中部空港支所、関西空港支所の係留施設には管理業者が常駐しています(平成23年4月現在)。これ以外の施設で係留検査を受ける場合は事前に委託する業者を準備して下さい。

係留室の広さや施設環境、入退場の規制などは各施設によって異なります。これらのことについては次の動物検疫所にお問い合わせ下さい。

【係留施設が整備されている動物検疫所(及び最寄りの空港(港))】

成田支所[☆](成田国際空港)、羽田空港支所(東京国際(羽田)空港)、関西空港支所[☆](関西国際空港)、中部空港支所[☆](中部国際空港、名古屋港)、沖縄支所(那覇空港、那覇港)、北海道出張所(新千歳空港、苫小牧港)、福岡空港出張所(福岡空港、博多港)、鹿児島空港出張所(鹿児島空港、鹿児島港)、動物検疫所[☆](横浜本所:京浜港、東京国際空港)、神戸支所(神戸港)、大阪出張所(大阪港)、門司支所(関門港、北九州空港)

☆は管理業者が常駐している係留施設

4. 輸入者の責務

日本到着時及び係留期間中の検査を除き、輸出国での検査・処置、書類の準備、犬等の輸送、日本到着時の輸入検査申請手続、係留検査中の犬等の飼養管理、民間獣医師による診療、検査終了後の手続、犬等の引取り、犬等の返送・処分等は、輸入者の責任と負担において行われます。また、民間獣医師による診療は往診のみにより行われます。輸入者は、これらのことを了承した上で、犬等を輸入して下さい。

5. 主要空港(港)を管轄する動物検疫所一覧(2011年4月現在)

主な空港(港)と管轄する動物検疫所は次表のとおりです。

| 所 名 | 輸入空港(港) | 電 話 | ファクシミリ | 電子メール |
|-------------|----------------|--------------|--------------|--------------------------|
| 横浜本所(動物検疫課) | 京浜港 | 045-751-5921 | 045-751-5951 | y-dobutu@aq.s.maff.go.jp |
| 北海道出張所 | 苫小牧港、 新千歳空港 | 0123-24-6080 | 0123-24-6091 | chitose@aq.s.maff.go.jp |
| 成田支所検疫第1課 | 成田国際空港 | 0476-32-6664 | 0476-30-3011 | na-k1@aq.s.maff.go.jp |
| 成田支所検疫第2課 | 〃 | 0476-34-2342 | 0476-34-2338 | na-k2@aq.s.maff.go.jp |
| (貨物検査場) | 〃 | 0476-32-6655 | 0476-30-3012 | n-kamotu@aq.s.maff.go.jp |
| 羽田空港支所 | 東京国際空港 | 03-5757-9752 | 03-5757-9758 | haneda@aq.s.maff.go.jp |
| (貨物検査場) | 〃 | 03-5757-9755 | 03-5757-9760 | h-kamotu@aq.s.maff.go.jp |
| 中部空港支所 | 中部国際空港 | 0569-38-8577 | 0569-38-8585 | meiku@aq.s.maff.go.jp |
| 名古屋出張所 | 名古屋港 | 052-651-0334 | 052-661-0203 | ng-ken@aq.s.maff.go.jp |
| 関西空港支所検疫課 | 関西国際空港 | 072-455-1956 | 072-455-1957 | ka-ken@aq.s.maff.go.jp |
| (貨物検査場) | 〃 | 072-455-1958 | 072-455-1959 | k-kamotu@aq.s.maff.go.jp |
| 神戸支所 | 神戸港 | 078-222-8990 | 078-222-8994 | ko-ken@aq.s.maff.go.jp |
| 大阪出張所 | 大阪港 | 06-6575-3466 | 06-6575-0977 | osaka@aq.s.maff.go.jp |
| 門司支所 | 関門港 | 093-321-1116 | 093-332-5858 | mo-ken@aq.s.maff.go.jp |
| 博多出張所 | 博多港 | 092-262-5285 | 092-262-5283 | hakata@aq.s.maff.go.jp |
| 福岡空港出張所 | 福岡空港 | 092-477-0080 | 092-477-7580 | fukuoka@aq.s.maff.go.jp |
| 鹿児島空港出張所 | 鹿児島空港 | 0995-43-9061 | 0995-43-9066 | kagosima@aq.s.maff.go.jp |
| 沖縄支所 | 那覇港 | 098-861-4370 | 098-862-0093 | oki-ken@aq.s.maff.go.jp |
| 那覇空港出張所 | 那覇空港 | 098-857-4468 | 098-859-1646 | naha@aq.s.maff.go.jp |

★お問い合わせは緊急の場合を除いて FAX 又は E-mail でお願いいたします。

6. 対象となる動物種(2004年11月現在)

本手引書に記載される輸入条件の対象動物は、次の動物及びこれらの1代雑種となります。

| 動物種 | 科 | 属 | 種 | 学名* |
|-------|--------|-----------|------|-------------------------|
| 犬 | イヌ科 | イヌ属 | イエイヌ | <i>Canis familiaris</i> |
| 猫 | ネコ科 | ネコ属 | イエネコ | <i>Felis catus</i> |
| あらいぐま | アライグマ科 | アライグマ属) | 全 種 | <i>Procyon. sp</i> |
| きつね | イヌ科 | キツネ属 | 全 種 | <i>Vulpes. sp</i> |
| | | クルペオギツネ属 | 全 種 | <i>Dusicyon. sp</i> |
| | | ホッキョクギツネ属 | 全 種 | <i>Alopex. sp</i> |
| | | オオミミギツネ属 | 全 種 | <i>Otocyon. sp</i> |
| スカンク | イタチ科 | スカンク属 | 全 種 | <i>Mephitis. sp</i> |
| | | マダラスカンク属 | 全 種 | <i>Spilogale. sp</i> |
| | | ブタバナスカンク属 | 全 種 | <i>Conepatus. sp</i> |

※出典 世界哺乳類和名辞典(平凡社、1998年)

7. 日本から海外(指定地域以外の国・地域)に輸出された後に帰国する犬又は猫

上記1(1)(2)(3)の処置をせずに輸出された後に帰国する犬又は猫に対する輸入検疫は、日本に輸入される一般の犬又は猫と同様に行われます。海外滞在中に1及び2の処置と手続を行って下さい。

日本国内で、上記1(1)(2)(3)に従ってマイクロチップの装着、狂犬病予防注射の接種(2回以上)及び狂犬病ウイルスに対する血清中和抗体価の検査結果を記載した動物検疫所発行の証明書を取得して輸出された犬又は猫が、採血日から2年間を経過するまでの間に帰国した場合、到着時の係留期間は12時間以内となる場合があります。ただし、海外滞在中に、狂犬病予防注射の有効免疫期間を満了してしまう場合には、その前に予防注射をしておかなければなりません。また、帰国の40日前までに、上記1(5)に従って届出書を提出して下さい。

これらの要件に該当する犬又は猫に必要な書類は以下のとおりです。しかし、条件を充たしていなければ長期間の係留検査(180日以内)を受けなければなりません。

【日本帰国時に必要な書類】

- (1) 日本出国時に動物検疫所が発行したマイクロチップによる個体識別、2回以上の狂犬病予防注射、狂犬病ウイルスに対する血清中和抗体価の検査結果を記載した証明書
- (2) (海外滞在中に、狂犬病予防注射をした犬又は猫)
輸出国政府機関の発行する狂犬病予防注射証明書
(接種年月日、接種した獣医師の住所・氏名、有効免疫期間、製品名、製造会社、製造番号)
- (3) (海外滞在中に、採血し、狂犬病ウイルスに対する血清中和抗体価の検査を行った犬又は猫)
輸出国政府機関の発行する狂犬病ウイルスに対する血清中和抗体価の検査結果を記載した証明書
- (4) 輸出国政府機関が発行する狂犬病にかかっていない又はかかっている疑いがないこと(犬は、狂犬病及びレプトスピラ症にかかっていないこと又はかかっている疑いがないこと)を記載した証明書

狂犬病ウイルスに対する血清中和抗体価の検査結果は採血日から2年間有効です。採血日から2年以上経過してから帰国する犬又は猫は、再度採血し、中和抗体価の検査を受けなければならないのでご注意ください。

なお、継続的に狂犬病予防注射が接種されていて、その有効期間内であり、かつ前回の採血日から180日以上2年以内に採血して狂犬病に対する中和抗体価の検査を受けた場合は、待機期間が不要になります(8(別紙)参照)。

(別紙)

2010年4月15日から認められた事項について

- 1 マイクロチップ装着前に狂犬病予防注射を接種している犬又は猫については、以下により手続きの日数が短縮する場合があります。

なお、狂犬病予防注射については、不活化ワクチンの他、遺伝子組み換え型ワクチンも認められました。〔2010年4月15日改正〕

(1) 対象

マイクロチップ装着前の狂犬病予防注射（予防注射①）を接種し、30日以上経過し、有効免疫期間内の犬又は猫。

(2) 留意点

マイクロチップ装着後、予防注射①の有効免疫期間内に、狂犬病予防注射（予防注射②）の接種及び狂犬病ウイルスに対する血清中和抗体価の検査（抗体検査）のための採血を同日に実施（マイクロチップ装着も同日でもかまいません。）し、抗体価が0.5IU/ml 以上の場合は、その採血日が待機期間（180日）の起点となり、手引書本文1（2）の2回目の狂犬病予防注射を接種するまでの期間（30日以上）が手続きにかかる日数から短縮されます。

なお、抗体価が0.5IU/ml 未満であったときは、手引書本文1（2）以降に従い、予防注射②を接種した後30日以上かつ予防注射②の有効免疫期間内に再度、狂犬病予防注射（予防注射③）を接種し、再度抗体検査を実施することとなります。

また、予防注射①は、生後91日齢以降に接種したものでなければ無効となります。

(3) 必要な証明事項

手引書本文1（8）【証明書の主記載事項】（犬又は猫）の①及び③～⑤の他に以下の記載事項が必要になります。

- ・不活化ワクチン又は遺伝子組み換え型ワクチンによる狂犬病予防注射に関する証明
マイクロチップ装着前の1回の予防注射（予防注射①）、マイクロチップ装着後の予防注射（予防注射②）及び採血後に行った全ての追加接種について：

注射年月日、接種者獣医師の住所・氏名、有効免疫期間、製品名、製造会社、製造番号

- 2 前回の狂犬病ウイルスに対する血清中和抗体価の検査（抗体検査①）の有効期間内に日本に到着できない場合、再度、血清中和抗体価の検査（抗体検査②）が必要です。抗体検査②を以下の（3）に従って実施した場合は、再度の待機・係留が不要になります。

〔2012年1月1日改正〕

(1) 狂犬病ウィルスに対する血清中和抗体価の検査結果の有効期間
採血日から2年間（この期間内に日本に到着しなければなりません。）

(2) 対象

狂犬病ウィルスに対する血清中和抗体価の検査（抗体検査①）の採血日から2年間を経過した後に日本に到着する犬又は猫

(3) 留意点

日本に到着するまでの期間に抗体検査①の採血時に有効であった狂犬病予防注射の有効免疫期間が経過する場合は、必ずその有効免疫期間内に狂犬病予防注射を追加接種してください（手引書本文1（2）参照）。追加接種が適切に行われていない場合は、1回目の狂犬病予防注射から手続きをやり直す必要があります。

抗体検査②の採血日は、抗体検査①の採血日から180日を経過した日（採血日を0日目として181日目。）以降であればよく、抗体検査①の採血日から2年を超えていてもかまいません。

抗体検査の結果（抗体価）は全て0.5IU/ml以上でなければなりません。

0.5IU/ml未満の場合は、手引書本文1（3）及び（4）（抗体検査、輸出前待機）をやり直すことになります。抗体価を上げるために追加の狂犬病予防注射を採血前に行う必要があるかどうかは、かかりつけ獣医師とご相談下さい。

(4) 必要な証明事項

手引書本文1（8）の【証明書の主な記載事項】（犬又は猫）の①、④及び⑤の他に、以下の記載事項が必要になります。

- ・ 不活化ワクチン又は遺伝子組み換え型ワクチンによる狂犬病予防注射に関する証明
抗体検査①の採血前2回の予防注射及び採血後に行った全ての追加接種について：
注射年月日、接種者獣医師の住所・氏名、有効免疫期間、製品名、製造会社、製造番号
- ・ 狂犬病ウィルスに対する血清中和抗体価の検査結果に関する証明
上記抗体検査①及び②の結果（検査施設の結果通知書を添付）：
採血年月日、採血した獣医師の住所・氏名、検査施設名、抗体価